

京都市告示第144号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成17年4月1日

京都市中京区長 村田 清

(中京区役所区民部固定資産税課)